

ワ 第 6 9 号  
令和3年6月15日

公益社団法人岡山県医師会会長  
一般社団法人岡山県病院協会会長 殿

岡山県保健福祉部長  
(公印省略)

基礎疾患を有する者に対する新型コロナワクチンの接種について（再依頼）

平素から本県の保健福祉行政の推進について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナワクチンの接種につきましては、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われることから、国が接種順位を決め、市町村が接種時期を示して、順次接種していくこととされています。

現在、医療従事者等と高齢者に対するワクチン接種が実施されていますが、次の順位とされている基礎疾患を有する者について、別紙のとおり取り扱うこととしますので、御了知いただくとともに、会員に対し周知くださるようお願いいたします。

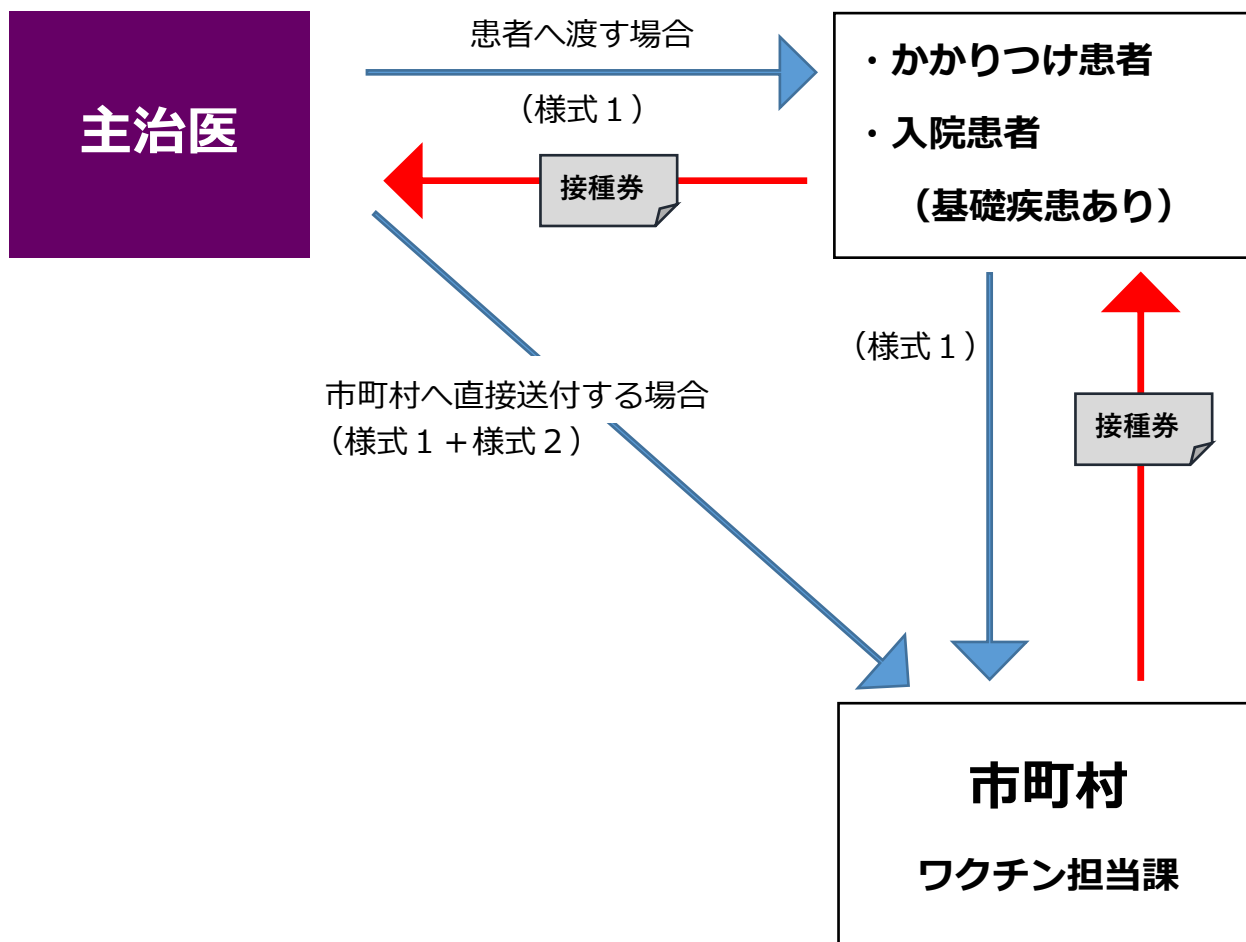
(補足説明)

<医療機関の皆様への補足説明>

- この通知は、透析部会や精神医会などから、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの高い透析患者や精神疾患患者等には、早期にワクチン接種できるようにすべき、とのご指摘を踏まえて発出するものです。
- 主治医として、早く接種券を交付して、感染による重症化を防ぐべきと判断される患者などに対し、必要に応じて文書を交付してください。
- 医療機関に対し、基礎疾患ありと思われる患者を全員リストアップして市町村に要請してくださいとお願いするものではありません。
- この仕組みを県民に広く周知して、患者が主治医に文書交付を要請するようなことにもならないよう配慮いたします。
- なお、自ら基礎疾患に該当すると考える住民については、市町村に赴いて申請手続を行うなど具体的な手続を各市町村が検討しているところです。

岡山県保健福祉部保健福祉課  
ワクチン対策室 担当：藤原・安部  
TEL:086-226-7803 FAX:086-226-7804  
Mail:corona-vaccine01@pref.okayama.lg.jp

## 主治医が「基礎疾患を有する者」と認める患者 へのワクチン接種フロー



①主治医は、接種券交付要請書を作成し、患者に渡す。  
(直接、市町村へ提出することも可とする。)

②市町村は、交付要請書に基づき接種券を患者に交付する。

③患者は、接種券を主治医に提示してワクチンの接種を受ける。

※市町村が示す基礎疾患患者への接種時期が到来している場合、主治医は、接種券交付申請書を交付済みであれば、接種券がなくても当該患者にワクチン接種を行うことは可能とします。